

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を、法第8条第1項の規定により保管していますので、法第8条第2項の規定により、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2第1項に規定する以下の事項を公告します。

令和2年2月14日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
令和2年1月7日	左京区	静市市原町	—	—	1	令和2年1月7日
令和2年1月16日	西京区	大枝東長町	—	—	1	令和2年1月16日
令和2年1月24日	山科区	西野榎本町	3	—	—	令和2年1月24日
令和2年1月28日	左京区	浄土寺馬場町	—	—	1	令和2年1月28日
		浄土寺上馬場町		—	1	

2 保管の場所

京都市伏見区横大路下ノ坪1

3 連絡先

京都市都市計画局広告景観づくり推進室

電話：075-222-4138

(都市計画局広告景観づくり推進室)